

令和6年4月1日

長崎市立小中学校の保護者の皆様へ

長崎市教育委員会

長崎市は

学校・教育委員会とフリースクール等民間施設※が
連携・協力して
不登校の子どもたちを応援していきます

不登校の子どもたちの支援としてこれまで行ってきた、学校での別室による学習や活動、長崎市学びの支援センターでの学習や活動に加え、

フリースクール等民間施設※での学習や活動

家庭での 学校や通信教育などのプリント・テキストを使った学習 等

これらの活動を子どもたちの懸命の努力として支援していきます。

なお、一定の要件を満たす場合は、学校の判断により、「指導要録上の出席と同じ取り扱い」としたり、「取り組んだプリント・テキストを学習評価の資料」としたりすることができます。

まずは、ご連絡ください

長崎市教育研究所 TEL 095-825-2932

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が平成28年12月に公布され、平成29年3月に基本指針として「不登校児童生徒に対する教育機会の確保」に関する施策を推進することが定められました。

これを受け、長崎市教育委員会ではフリースクール等民間施設との連携・協力を推進するとともに、「不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設等において相談・指導を受ける場合の『指導要録上の出欠の取り扱い』にかかるガイドライン」を作成し、令和2年4月から運用を開始し、今後このガイドラインに則り、不登校児童生徒への支援を推進していきます。

※「フリースクール等民間施設」とは、学校以外で不登校の子どもたちに学習指導や体験活動等を行っている施設をさします。